

# 羽幌町森林整備計画

計画期間

自	令和 4年 4月 1日
至	令和14年 3月31日

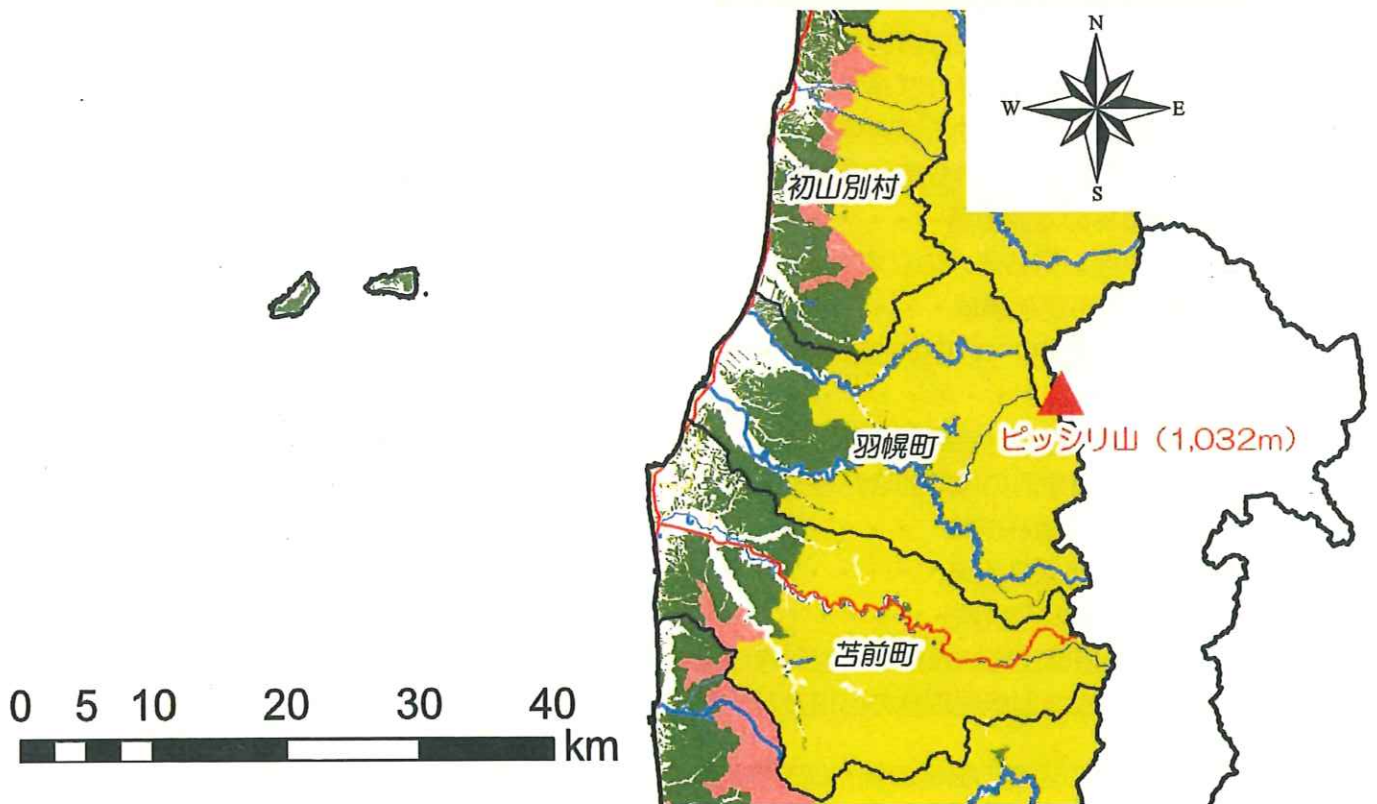
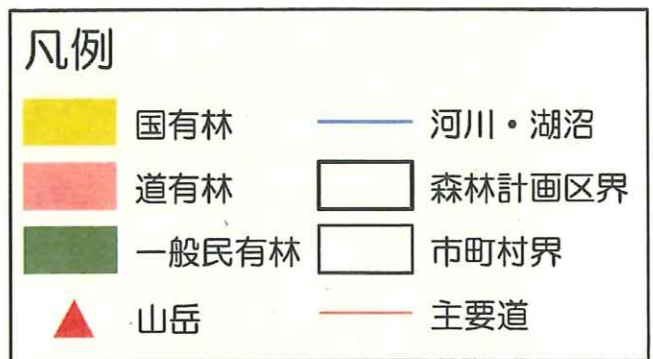
【令和 4年 3月22日策定】

【令和 5年 4月 1日変更】

【令和 6年 4月 1日変更】



羽幌町位置図



2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域内における森林施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(1) 区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(2) 森林施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(1) 水資源保全ゾーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・・・	22
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・	22
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・	22
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・	22
4	森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
5	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
1	森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・・	23
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・	23
4	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・	24
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する 事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(1) 路網密度の水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(2) 作業システムに関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・・・	25
3	作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	(1) 基幹路網に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	(2) 細部路網に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
4	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第8	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(1) 人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(2) 林業事業者の経営体質強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・	27
	(1) 林業機械化の促進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	(3) 林業機械化の促進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・	28
4	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
Ⅲ	森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第1	鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は、留萌管内のほぼ中央に位置し、南は苫前町、北は初山別村、東は幌加内町、天塩山脈を隔て、名寄市、士別市の両市に相対し、西は日本海に面しています。その沖合24km地点には国定公園である天売島（海鳥の島）と焼尻島（みどりの島）があります。

天塩山脈の主峰ピッシリ山を源流として羽幌川と築別川が朝日台地を境に東西に貫流し、日本海に注いでいます。その流域は肥沃な農耕地で、豊富な水量に恵まれた水稻栽培の適地となっています。気候は俗に言う「裏日本型」で、年間を通じてシベリアから吹き付ける季節風の影響で風の強い日が多くなっています。夏期は温暖で春から初夏にかけて乾燥し、晩夏から冬にかけては多雨、そして冬期は湿潤寒冷、積雪が多く、対馬暖流の影響で内陸部より温暖です。

本町の総面積は47,265haで、その内、森林面積は40,473haと総面積の86%を占める森林に恵まれた地域です。民有林面積は7,077haあり、トドマツ、カラマツを主体とした人工林の面積は2,420haであり、人工林率は34%となっており、全道平均を下回っています。年齢構成では8年齢以上の老齢林が大半を占め、適期の間伐や皆伐後の着実な植栽を実施し年齢の平準化が必要です。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成となっています。

利用可能なトドマツ、カラマツ人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、森林施業のコスト軽減を図るため、森林施業の集約化を推進します。また、森林の持つ公益的機能（環境に対する機能）を維持しながら、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進します。木材資源を循環利用するため、主伐後には適確な更新を推進します。

本町の地区毎の森林の特徴を活かしながら、適切な森林づくりを推進します。

築別・上築地区の森林は、天然林が豊富で、水源涵養機能（雨水や雪解け水を土中に蓄え、洪水の危険の緩和、水質を良くする機能）が高い森林です。水源涵養機能等を維持するよう環境に配慮した森林施業を行う必要があります。

曙・築別炭砒・羽幌砒地区の森林は、河川の上流域にあり、国有林に囲まれ、水源涵養機能が高い森林です。今後も水源涵養機能を保つ森林施業を行う必要があります。

高台地区の森林は、大半が防風保安林となっており、今後も生活環境に配慮し、防風機能の維持を図ります。

朝日地区の森林は、一部を除き水源涵養機能が高い森林です。大手企業が保有する森林が多く、その所有林は森林認証（持続可能な森林経営を通じて、森林環境の保全と循環型社会の形成に貢献している森林に与えられる認証制度）を受けています。個人の所有林（以下「一般民有林」という。）は、人工林が多く、木材生産に適した地区であることから、適切な伐採、造林を行い、木材資源の循環を図る必要があります。

上羽幌・平地区の森林は、水源かん養保安林等に指定されている国有林に囲まれており、水源涵養機能が高い森林です。水源涵養機能を維持しながら、適切な伐採、造林を行います。なお、一部地域は急傾斜地となっている事から、山地災害の防止を図る必要があります。

寿町の一部及び中央地区の森林は、人工林の割合が高く、木の成長も良い事から、適切な伐

等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し、生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適格な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本的方針は、次表のとおりです。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
	水源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設を設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林。 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林。 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。また、潤い

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採するものとします。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

羽幌町における立木の標準伐期齢、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に次のとおり定めます。

樹 種		林 齢
人	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	35
	エゾマツ・アカエゾマツ	60
工	トドマツ	40
	その他針葉樹	40
林	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	25

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ぼた木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、森林経営計画の認定基準や保安林の伐採における適否判断基準等に利用されます。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を示します。

なお、立木の伐採・搬出に当たっては、国が示す主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付林野庁長官通知）に即した方法により伐採するとともに、北海道留萌地域森林計画書Ⅱ第3の5（5）林産物の搬出方法及び第4の1（2）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法と整合して伐採を行うこととします。

### 3 その他必要な事項

ア 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林、天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

イ 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

- a 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地帯等
- b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
- c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

エ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意するものとします。

オ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うものとします。特に、クマゲラ・シマフクロウ及びクマタカ等の希少鳥類について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣機能等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

カ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、企画は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈りまたは筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝状等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位：本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談のうえ適切な本数を判断して行うよう努めることとします。

植栽時期	樹 種	植栽時期
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	4月中旬～ 6月上旬
	カラマツ、その他	4月中旬～ 6月上旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月中旬
	カラマツ、その他	9月上旬～11月中旬

(イ) 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場



天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数<sup>(注6)</sup>は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木密度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数} \times 10$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「期待成立本数」

広葉樹		針葉樹（中層・下層は広葉樹に準じる）	
階層	期待成立本数	階層	期待成立本数
上層	300本/ha	上層（カラマツ）	300本/ha
中層	3,300本/ha	上層（その他の針葉樹）	600本/ha
下層	10,000本/ha		

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐齢木）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで、上層林より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木より樹冠面積の小さいもの

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとし、

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うものとし、

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保するものとし、

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとし、

#### 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

##### (1) 造林の対象樹種

###### ア 人工造林の場合

1の(1)によります。

= 1の(1) =

##### (1) 人工造林の対象樹種

(ア) 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等を勘案することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

(イ) 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

(ウ) 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

以上を踏まえ、本町における人工造林の対象樹種を次のとおりとします。

##### イ 天然更新の場合

2の(1)によります。

= 2の(1) =

天然更新の対象樹種は、次のとおりとします。なお、ぼう芽更新では、イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ等高木性でぼう芽の強い樹種とします。

区 分	樹 種 名
天然種更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ、シナノキ、ハリギリ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ類

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のイにおいて記載の「天然更新の完了の判断基準について」(平成24年5月15日付森林第111号森林計画課長通知)によるものとします。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

### (1) 育成単層林施業

ア 下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植樹樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植樹樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることとします。

ウ つる切り育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

作業種別	樹種	年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈り	カラマツ	←————→									
	トドマツ	←————→									
	アカエゾマツ	←————→									

樹種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		カラマツ	春						△		
秋								△			
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注) カラマツには、グイマツ等を含み、トドマツにはエゾマツを含む。

下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

△：つる切り、除伐

### (2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとし、なお、施業の方法等については、(1) 育成単層林施業に準じます。

定めます。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

①土地に関する災害の防止、及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林）

伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、急傾斜地などに位置し、機能を発揮させる必要のある森林は択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外は複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で一部を皆伐することを可能とする。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（生活環境保全林）

伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなる恐れのある森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外は複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能等維持林）

伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外は複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で一部を皆伐することを可能とする。

なお、地域独自の景観が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとします。

なお、それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

### （1）区域の設定

林木の生育が良好な森林で地形、地理などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道

き森林を別表2のとおり定めます。また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出の恐れのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。施業の実施に当たっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等への水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細やかな配慮を行うこととします。伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

## (2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林、特に保全が必要と認める水辺林については、河川の兩岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位または小班の一部について、別表1のとおり定めます。

### イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細やかな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

## (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地域として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で別表1のとおり定めます。

### イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

### ※参考資料【地域森林計画が示す区域設定の基準と施業方法の指針】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源 <sup>かん</sup> 涵養林	水源 <sup>かん</sup> 涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源 <sup>かん</sup> 養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源 <sup>かん</sup> 涵養機能の評価区分が高い森林など、水源 <sup>かん</sup> 涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図る。

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
	林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で定める。	て、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

(注) 長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乘せゾーニング<sup>(注1)</sup>】

森林の区域	区域設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン	水源 <sup>かん</sup> 涵養林のうち、属地的に水源 <sup>かん</sup> 涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認められる森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ林小班単位で定める。特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林についても林小班単位で定める。	伐採面積の縮小 <sup>(注2)</sup> 及び伐採個所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細やかな配慮を行うこととする。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、取材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細やかな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとする。
	保護地域タイプ	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林所有者が自ら経営管理を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、林業経営の経営管理の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

#### 5 その他必要な事項 「特になし」

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。また、路網の整備により、地域の森林整備を留萌中部森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。森林所有者等へ施業の受委託の働きかけを積極的に行い、森林組合等への施業等の集約化を図るものとします。特に、不在村森林所有者への普及啓蒙活動を強化し、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとします。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の事項に留意して努めることとします。

- ① 森林施業を施業で実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ② 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の負担又は相互の提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ③ 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

#### 4 その他必要な事項 「特になし」

急傾斜地 (30°)	チェーンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ ( ) は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載

※ 【】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

### (1) 路網整備等推進区域の設定

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等 推進区域名	面積 (ha)	開設路線	開設延長(m)	対函 番号	備考
平地区	82	十五線沢二号線	2,200	①	

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

#### ② 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、期間路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた調整を推進することとします。

単位 延長：km 面積：ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	箇所 数	利用 区域 面積	前 半 5ヶ年 の計画 箇所	対函 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	羽幌町	十五線沢		1				
拡張	自動車道 (改良)		羽幌町	中央小川		1				局部改良
〃	〃		〃	中央		1				局部改良
	小計					3				

### ③ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

### (2) 細部路網に関する事項

#### ① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年



年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め、経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の東特・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

このため、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャー、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

### (1) 林業機械化の促進方法

林業就業者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るためには林業機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題となっています。

このようなことから、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入を促進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。

### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状	将来
伐倒・造材・集材	緩傾斜	伐木造材⇒チェーンソー 集材⇒ブルドーザー	伐木⇒ハーベスタ 集材⇒スキッド 造材⇒プロセッサ
	急傾斜	伐木造材⇒チェーンソー 集材⇒ブルドーザー	伐木⇒チェーンソー 集材⇒小型集材機 造材⇒プロセッサ
造林・保育等	地拵、下刈	刈払機・チェーンソー 一部ブルドーザー	ブルドーザー
	枝打ち	ナタ、ノコ	枝打ち機、一部ナタ・ノコ

### (3) 林業機械化の促進方法

森林組合等林業事業体が高性能林業機械を導入する場合、森林環境譲与税を活用し一定割合を助成するなど、作業の合理化及び効率化に努めるものとします。

また、高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修等への積極的参加を推進しま

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報、その他エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

## (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。(関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

### イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

## 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種を検討することとします。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防の方法、その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

#### (2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、本町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

## 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

- 「該当なし」
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項  
「該当なし」
- 4 その他必要な事項  
「該当なし」

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営お受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積
設定なし		

### 2 生活環境の整備に関する事項

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
該当なし				

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

天売島の保安林内に森林体験ができるようフットパスが整備されており、自然を求めて観光客に利用されています。

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

「該当なし」

### 5 地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていくことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解を得ながら、開かれた森林を確保しその森林整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

### 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
設定なし			

#### イ 立木の伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させる恐れがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度20ヘクタールを超えない範囲内において状況において定めており、その限度をこえて伐採することはできません。

(ウ) 防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

#### ウ 択伐材積の限度

(ア) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率<sup>(注)</sup>を乗じた材積としています。

(注) 択伐率 = (森林の立木材積 - 前回の択伐後の森林の立木材積) / 森林の立木材積  
(上記のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。)

なお、10分の3を超える場合は10分の3とします

(ただし、次のウに記す植栽指定が課せられた森林については10分の4を超える場合は10分の4とします。)

(イ) 保安林の指定後最初に行う択伐であっては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積とします。

#### エ 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5を超えない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年以内において10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

#### オ 植栽の方法・機関及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種については、次のように定めています。

##### (ア) 植栽の方法

a 次の(ウ)に記した指定樹種の満1年以上の苗を(ウ)に記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。

b 択伐指定の箇所については、上記aに関わらず、aの本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

##### (イ) 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

細則第2条の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ha未満となるよう留意することとします。

④ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採にあたっての一般的な取り扱いは、次のとおりです。

ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は保全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐です。その他の森林にあつては、伐採種は定められていません。

イ 地域森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍です。

ウ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。

⑤ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内的の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内的の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によることとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

⑥ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととします。

なお、その他の制限林における法令等の制限は次表のとおりです。

【その他の制限林における法令等】

その他の制限林	施業方法の法令等の規定
急傾斜地崩壊危険区域内的の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条

(3) 森林施業共同化重点実施地区

該当なし

(4) その他必要な事項

この計画の実効性を高めるために、定期的に見直す「PDCA」のマネジメントサイクルを活用し、次期計画に反映させるものとします。

区 分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小 班	
山地災害防止林	1	69・72~75	12.29
	8	87・180~186・189~194・196・ 200~219・221~225・238~ 240・249~251・253~260・262・ 263	76.71
	17	19~22・36~41	12.52
	36	3~5・24~41・43~55	49.85
	53	全域	136.46
	56	13・64	7.20
	57	全域	140.30
	69	29・32	2.37
生活環境保全林	1	76~79	5.72
	15	40~61	4.24
	17	11~15・42~46・48~57・59・ 60・73~85・87・88	13.52
	18	全域	24.41
保健・文化機能等維持林	12	10	0.44
	17	58・86	1.08
	67	28・29・67~80・89	3.08
	68	1~3・19・20・24・52・53・87・ 88	6.56
	69	全域	199.36
	70	全域	157.09
木材等生産林	1	1~11・13~17・22~24・27・29・ 34~38・42・47・51・54・56・68・ 70・71・80・81 小班	177.64
	2	全域	135.63
	3	1~7・13・20・28・29・44 小班	95.78
	4	全域	99.61
	5	全域	81.68
	6	1・5・10~13・15・31~37 小班	87.98
	7	全域	162.44
	9	全域	112.51
	10	全域	108.88
	11	全域	84.22
	12	全域	50.79
	13	全域	126.71
	14	1~6・9~11・15・17~20 小班	64.16
	22	全域	128.54
	23	全域	87.99
24	全域	140.00	

区 分		森 林 の 区 域		面積(ha)
		林班	小 班	
木材等生産 林	特に効率的 な施業が可 能な森林	9	6~17小班	10.34
		10	7~14小班	8.70
		11	5・8~10・14~20・23~2 5小班	16.36
		12	2~4・6・7・10・12~15・ 19・23~28・34~36小班	16.60
		13	2~7・11・13~15・18・1 9・22・24・26・28・29・ 31・32・41・43・45・4 6・50~53・56・58 小班	33.72
		14	3・9・10・19・20小班	18.92
		22	5・7・11・13~16・18・1 9・21・26・32~35・38・ 39・42・44・46~48・53 ~56・74・82~88・94~9 8 小班	58.93
		23	2・6・7・11・12・15・1 6・18~20・24・28・29・ 32・34~42・45・46小班	46.72
		24	5~7・10・12・18・21・2 3・26・32・35・36・38~ 40・55・62・63・65・6 8・72・77~82・90・92・ 94~96・99 小班	49.23
		25	7・8 小班	7.40
		26	4 小班	3.96
		27	3・5~7 小班	4.08
		28	4~8 小班	11.28
		29	1 小班	0.96
		30	2・4~6・8・12~16・20・ 22・23・25・26・30・3 2・36・39~43・45・52~ 60・64・65 小班	65.17
31	6・8~10・12・15・17・1 8・20・21・24・26・27・ 29・32・33・35~41・43 ~46・48・50・51・53小班	48.51		

			60・62・63・68～70・72 ～75・80～82 小班	
		63	3～5・10～12・14・18・23・26・28・29・31・33～36・38～40・42・45～47・49～51・53・55・57～61・63・65～67・69～71・73・74・77・79・81・82・85・86・88～96・98・103・106・109～111・114～116・118・119 小班	74. 21
		64	1・3～5・7・9・10・13・14・16～19・32・33・36・37・42・46～48・53・58～63・67・69・71・72・74・79～86・89・91～94・96・97・99～103 小班	58. 44
		65	1・3・6・7・10・18・22・25・27・28・30～32・34・36・39・40・44・46・47・49～51 小班	34. 30
		66	1～5・14・18・21～25・28・30・36～42・46・47・49・50・52～59 小班	33. 47

## 2 上乗せのゾーニング

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
生物多様性ゾーン			
保護地域タイプ	69	全域	199. 36
	70	全域	157. 09

【道有林】

該当なし



【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考) (注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林 (注2)		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha未満
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (注3)	1	69・72~75	12.29	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		8	180~186・189~194・196・200~219・221~225・238~240・249~251・253~260・262・263	75.59	
		12	10	0.44	
		36	3~5・24~41・43~55	49.85	
		53	全域	136.46	
		57	全域	140.30	
		複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	1	76~79	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	8	87	1.12	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上とする
		15	40~61	4.24	
		17	11~15・19~22・36~46・48~60・73~88	27.12	
		18	全域	24.41	
		56	13・64	7.20	
		67	28・29・67~80・89	3.08	
		68	1~3・19・20・24・52・53・87・88	6.56	
69		全域	199.36		
70	全域	157.09			
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する	

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区当たりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	伐採可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	56年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ (天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

52	全域	109.05
53	全域	136.46
54	全域	29.67
64	全域	86.11
65	全域	60.49
66	全域	81.13
67	全域	85.08
68	全域	68.20